

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 7 月 3 0 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

本件処分は、審査請求人が申告した amazon ギフト券 3, 0 0 0 円分（本件ギフト券）の収入を 3, 0 0 0 円として収入認定したものであり、本件ギフト券は規約上換金できず、amazon の規約上換金不可であるが、仮にこれに違反し売却したとしても 3, 0 0 0 円分の価値はなく、不当な決定処分である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------|--------------|
| 令和4年 1月 6日 | 諮問 |
| 令和4年 2月25日 | 審議（第64回第2部会） |
| 令和4年 3月22日 | 審議（第65回第2部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、1号に生活扶助を掲げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）を規定している。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、

決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 商品券等の贈与に係る収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・イ・(ア)は、勤労に伴う収入以外の収入である、仕送り、贈与等による収入について、他からの仕送り、贈与等による金銭であつて社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとしている。ただし、その収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定することとしている。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問8・29・2は、現金と同様に使用できる商品券、電子マネー、ポイント等を贈与等されたことを把握した場合の取扱いについて、現金と同様に使用できるものは現金と同様に取り扱うものであるとし、これが、他からの仕送りや贈与等の性格を有するものであれば、次官通知第8・3・(2)・イにより社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは全て収入として認定することが適当であるとしている。

(4) 次官通知及び問答集の位置づけ

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、被保護者が現金と同様に使用できる商品券等を贈与された場合、全て収入認定するとされていると

ころ（１・（３））、処分庁は、本件申告に基づき、本件ギフト券の全額（３，０００円）を請求人の収入として認定した上で、請求人の令和３年８月の保護費に当該収入を充当することとし、同月の保護費を変更し、緊急払いとして窓口で支給することを決定した（本件処分）ことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記１の法令等の定めに基づいて行われたものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、amazonギフト券はamazonの規約上換金不可であるため換金できず、仮にこれに違反し換金したとしても３，０００円分の価値はないから、不当な決定処分であると主張している。

しかし、現金と同様に使用できる商品券等の贈与による収入については、全て収入として認定することが適当であるとされているとして（１・（３））行われた本件処分に、違法又は不当な点が認められないことは上記２のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来